

## 宮崎県公報

平成23年3月6日(日曜日) 号外 第24号

発行・印刷 宮 崎 県

宮崎市橘通東 2丁目10番 1号

発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 36,000円

目 次

頁

告 示

○家畜伝染病の家畜等の移動の制限 ----- (畜産課) 1

## 告示

## 宮崎県告示第 153号の3

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、家畜伝染病 予防法施行細則(昭和26年宮崎県規則第54号)第4条の規定により 、次のとおり家畜及び物品の移動を当分の間制限する。

平成23年3月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 移動を制限する家畜の種類 鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥 並びにそれらの死体
- 2 移動を制限する物品 病原体をひろげるおそれのある物品
- 3 移動を制限する区域
  - (1) 延岡市上三輪町及び北方町笠下
  - ② 日向市塩見の一部(高畑を除く。)、富高、北町、北町一丁 目、北町二丁目、北町三丁目、南町、中町、本町、都町、上町 、春原一丁目、春原二丁目、原町一丁目、鶴町一丁目、高砂町 、比良町一丁目、比良町二丁目、比良町三丁目、比良町四丁目 、比良町五丁目、山下町一丁目、財光寺の一部(渡場、大谷尻 、白髭、池ノ下、池ノ内、比良、川路、窪ヶ畠、山下、藺無田 、中島、堀田、御堂川、戸石崎及び一ノ田)、日知屋の一部( 松迫、宗崎、中割、荒井、四十、鉱山口、上ヶノ丸、庄手、大 仁田、桑水流、的場、池ノ内、髪屋敷、古屋敷、ホセキギワ、 下払、淀原、団子の越、荒平、管ヶ迫、山ノ神、奥ノ神、西ノ 迫、西屋敷、屋敷ノ前、長谷、口ノ田、柳丸、五反田、深坪、 小庄手、堤ノ内、樋渡シ、浜入、上スルギ、六反田、小浜入、 西深野、本深野、通り山、長迫、センガ迫、掘り、小島、半蔵 ヶ下及び山ノ口)、東郷町山陰乙の一部(上ノ水流、出口、間 溝及び桂原)、東郷町山陰丙の一部(上大谷、中大谷、柿ノ木 田、下大谷、大谷越、前坂、佐治ヶ谷、笹ノ元、瀧下及び後口 内)、東郷町山陰辛の一部(下モ内、ニタ堀、内ノ口、大工野 、荒平、今別府及び後口原)、東郷町八重原迫野内の一部(沢 潟、白浜口、下内谷、上ノ水流、上ノ原、後口迫、八重原、中 島、長野、地内前、原ヶ迫、鷺ノ巣、山下吐、荒内、下鹿瀬、 谷内原、岡見野、桑水流、下細亦、上細亦、上鹿瀬及び河原) 及び東郷町山陰庚の一部(池野、池田、塚ノ元、釘野々、唐木 野、屋敷田、山ノ口及び大谷山)
  - ③ 門川町大字川内、大字門川尾末の一部(分蔵、分蔵上中須、 分蔵下中須、新城、山野尻、久保、岩崎、塩坪、萩ノ下、南原

- 山、中原、北原山、コモ田、其田、町前田、今別府、室ヶ屋敷 、小野田、竹ノ内、アゼ地、古城、大久保、土橋、大将軍西、 軍野、須田ノ木、花畑、平野、城屋敷、田渕、中新地、柳ノ瀬 、上柳ノ瀬、落郷、平田、岡ノ前、鐘突、宮ノ前、下宮ノ前、 上宮ノ前、宮ノ脇、池寺、城山、藤助迫、土有、小堤、宮田、 堀ノ内、森ノ前、黒岩、荒谷、黒岩谷、太田、寺田、松迫、尾 ノ宮、兎田、雨包、深坪、横枕、橋ノ口、梅木、七反田、西又 、四国田、カギ田、坂ノ下、ロキデ、仕舞田、八ツ割、峠ノ本 、木原、七曲り、椿畑、尻無川、橋山原、宮ノ口、宮ノ迫、杭 原、下ヶ原、由良ノ口、弓田、堂ノ本、柿迫、地蔵面、白木、 五反田、淀原、大マコモ、小マコモ、鳥居ヶ原、大仁田、小仁 田、久保田、日平、樫椎及び蛭谷) 及び大字加草の一部(赤木 、鳴子大道下、鳴子大道上、枝、倉谷、柳ヶ谷、塩谷ヶ内、一 口、楠本、八反田、中村、山下、小田、馬渡、小内、中藪、本 山、新開、受、竹名、朝鮮、長峰、京手、霜月田、宮ヶ原及び 鳴子川向)
- (4) 美郷町北郷区宇納間の一部(甲田、平田、汐、力石、山口、 九郎造、長野、尾田ノ原、竹ノ原、板屋、田谷、岩下、龍之元 、中角、下角、吉田、向宇納間、奥梠、細宇納間、御堂原、池 之原、琵琶原、廣野、高鼻、秋元、松ヶ原及び塔野原)、北郷 区入下、北郷区黒木の一部(日平、アイノ内、尾平、小久保、 舟方、ヨリキ、板ヶ原、小原、ホコノサコ、所野、沖ノ園、田 ノ畑、石原、芝原、小屋ノ谷、トサキ、ウノス、黒瀬、アカリ 、ウドノロ、イヌイカクラ、猫ノ越、下モノ前、飯谷、ウセ田 、樫木田、コノノタイラ、ヤキウ、畑ノシリ、日渡、山ノ木浦 、吉ノ谷、ダゴ田、道野、眞竹、井手ノ谷、柳ノ原、中ノ堀、 中原、境ノ谷、コウ鶴、松葉、尾ノ花、トウノ原、エラ、アラ 田、深田ノ原、詰ノ谷、アマゴノ原、ソグ田、ソウ谷、玉カツ ラ、赤木谷、管ノ谷、トン谷、シメ山、中ノ瀬、クロンゴ、日 野及び土々呂) 及び西郷区田代の一部(横山、西ノ八峡、扇山 、鳩尻、下鶴、小曽木、大椎、笹ノ本、丸シゲ谷、穴ノ内、隼 人屋敷、大内原、鵜木、アマリ、上南郷、足北谷、高崎、羽太 郎谷、下ヤカヘトノ下、下ヤカへ橋ノ向、市ヶ原、ドフメキ、 ナバ田、長場山、中山谷、門川越、下ヤカへ宮田、下ヤカへ、 下ヤカへ上ノ園、下ヤカへ向園、荒平、草木、藪の越、坂ノ下 、内ノ元、橋ノ元、上ヤカヘ上ノ園、上ヤカへ、上ヤカへ山下 、上ヤカへ道、熊ソフ谷、ツツジ谷及び小八峡)